

山陽小野田市行政評価報告書

【平成28年度事務事業分】

平成29年10月



目 次

1 行政評価の概要	1
2 事務事業評価の方法	2
3 事務事業評価の評価視点	2
4 事務事業評価の結果	5
5 総括	6
6 参考資料（第一次山陽小野田市総合計画体系図）	8

1 行政評価の概要（事務事業評価の位置づけ）

(1) 行政評価とは

計画と実施の繰り返しであったこれまでの行政の仕事の流れにP D C Aサイクルを取り入れ、行政活動を統一的な視点をもって客観的に評価し、その結果を次の活動に反映させる取組です。

(2) 行政評価の目的

山陽小野田市では、総合計画における基本事業ごとに、それを構成する事務事業について行政評価を実施しています。その主な目的は、次の4つです。

- 1 事業効果の点検と事業改善への取組
- 2 行政資源の有効活用
- 3 市民への説明責任の確保と行政活動の信頼性の向上
- 4 職員の意識改革と政策形成に関する能力の向上

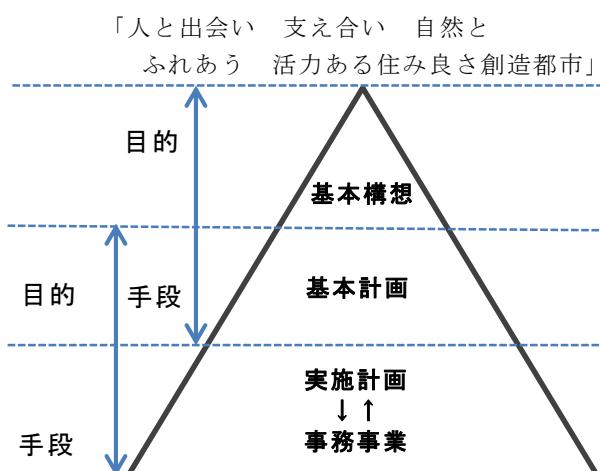
(3) 総合計画と行政評価の関連性及びその活用について

第一次山陽小野田市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つから構成され、イメージは三角形（図1）となります。頂点に本市の将来都市像を掲げ、一番上の層は本市のまちづくりの理念とそれを実現するための施策大綱を示した基本構想、中間の層は基本構想に掲げる基本目標を達成するための基本計画、下層は

基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な事業を具体的に示した実施計画とする構成となっています。それぞれ3つの計画は、本市が掲げる将来都市像を達成するための目的と手段の関係です。

本市の総合計画の体系図は「6参考資料」を参照してください。行政評価は、それぞれの事務事業を振り返り、その成果と上位施策への貢献度について検証を行い、総合計画の進捗度を把握するもの

図1 〈本市の将来都市像〉



です。

市では、これら行政評価の仕組みを総合計画の着実な進行と実効性を確保する手段とし、また、作成した事務事業評価シートを市民に向けた事業報告として公表します。

事業担当課は、この総合計画の目的と手段の関連性を意識して、事務事業の成果と上位施策への貢献度について検証し、事務事業のスクラップアンドビルト及び市民サービスの質の向上につなげるツールとして活用します。

※P D C Aサイクルとは、事業活動において P l a n (計画) → D o (実行) → C h e c k (評価) → A c t i o n (改善) の流れをつくり、次の計画に活かしていくマネジメント手法の一つです。本市では、事業や業務計画の作成、計画の実行、目標と結果の検証、見出された課題の改善の4つのステップを繰り返しながら、段階的に業務改善を行うことで、市民サービスの質や業務の効率性の向上に努めています。

2 事務事業評価の方法

事務事業評価シートは、山陽小野田市第一次総合計画を鑑み、事務事業の目的を達成するための進行管理や事業の改善に役立てるものです。

事務事業評価は、事業内容にかかわらず全ての事務事業（病院、水道を除く。）を対象とし、予算計上を伴わない事務事業（ゼロ予算事業）も対象としています。

評価の段階としては、まず係長級職員がシートを作成し、課（局・室・所）内で協議し、事業に係る評価・検討を行います。

次に、担当課で一次評価を行い、所管部長級職員及び同部内の課長級職員で二次評価実施体制を組織し、事務事業評価ごとの「今後の方向性及び改善時期」を決定します。

3 事務事業評価の評価視点

評価の具体的な作業としては、目標達成度、妥当性・効率性・有効性の視点から評価を行い、それを踏まえて課題を検討し、今後の方向性・改善時期を定めます。

(1) 目標達成度

事務事業について活動指標、成果指標といった数値目標を設定し、実績と比較することで達成率を検証します。

活動指標、成果指標の達成率から単年度の目標達成度（このたびは平成27年度）を評価します。

【評価項目】

- ・かなり良い
- ・良い
- ・普通
- ・悪い
- ・かなり悪い

※活動指標とは、事務事業の目的を達成するためにどれだけの行政活動を行うのかという行政活動の量を目標として示すものです。

※成果指標とは、事務事業を行うことによってどの程度目的が達成されたのかという行政活動の結果を目標として示すものです。

(2) 妥当性・有効性・効率性

事務事業の妥当性・有効性・効率性の3つの観点から事業を評価し、次年度の事務事業の方向性を示します。

①妥当性について

・目的の妥当性

事業に対する住民ニーズがあるか又は総合計画の趣旨に沿っているかを評価します。

・自治体関与の妥当性

市が事業を実施する理由があるか、市が関与する（職員人件費又は予算を支出する）べきかを評価します。

・対象（受益者）の妥当性

対象（受益者）の範囲は、住民ニーズや目的（範囲）の達成に照らして、適切かを評価します。

【評価項目】

・妥当である

・概ね妥当である

・検討が必要

②有効性について

・目標達成度

指標の単年度目標は達成できたか、指標の長期的な目標値は達成できるかを評価します。

【評価項目】

・達成している

・概ね達成している

・検討が必要

・類似事業の存在

他の実施機関や市以外の団体が同種・同類の事業を行っていないかを評価します。

【評価項目】

・存在する

・存在しない

- ・上位施策への貢献度

事業の成果は総合計画の上位施策の目的達成に貢献しているかを評価します。

【評価項目】

- ・貢献している
- ・概ね貢献している
- ・検討が必要
- ・施策体系外

③効率性について

- ・実施主体の適正化

民間委託や指定管理者制度の導入等、事務事業の実施主体を変更することにより、事務事業の質を維持し、又は向上させつつ経費を削減できるかを評価します。

- ・受益者負担の適正化

受益者（市民等）の負担を適正に求めているかを評価します。

- ・コスト効率

事務事業の過程に無駄はないか。業務の改善により、成果を落とさずに、コスト削減が可能かを評価します。

【評価項目】

- ・適正である
- ・概ね適正である
- ・検討が必要

(3) 課題

上記の目標達成度及び3つの視点における評価を踏まえて、課題を抽出します。

目標指標を達成できていない場合は、その要因を探り、事業の手法や対象とする範囲、事業そのものの有効性も含めて検討します。

(4) 今後の方向性・改善時期

次年度の事業の方向性について、上記の評価の結果及び課題等を踏まえて、判定します。また必要に応じて改善時期を検討します。

①今後の方向性について

【評価項目】

- ・計画どおり事業を進めることが適當
- ・事業の進め方等に改善が必要
- ・事業の統合、規模、内容、実施主体の見直し等が必要
- ・事業の休止、廃止の検討が必要

- ・事業の終了

②改善時期

【評価項目】

- ・平成29年度中に改善に着手
- ・平成30年度以降、改善する予定

4 事務事業評価の結果

平成28年度に実施した929事業のうち、特別会計への繰出金8事業を除く921事業について、総合計画の施策体系ごとにまとめた検証結果及び評価結果は次のとおりです。

(1) 目標達成度の結果について

921事業のうち、目標設定にそぐわない内容の311事業を除く610事業について、目標達成度を検証しました。

○評価項目

A：かなり良い B：良い C：普通 D：悪い E：かなり悪い

目標達成度集計表

(事業数)

総合計画 施策体系	目標達成度評価項目					合計
	A	B	C	D	E	
第1章	26	86	37	3	0	152
第2章	19	32	36	6	2	95
第3章	13	53	21	2	1	90
第4章	4	61	19	5	0	89
第5章	5	54	95	2	0	156
施策体系外	3	16	9	0	0	28
合計	70	302	217	18	3	610
割合 (%)	11.5	49.5	35.6	2.9	0.5	100.0

(2) 今後の方向性の結果について

921事業について、今後の方向性について評価を行いました。

○評価項目

- A：計画どおり事業を進めることが適當
- B：事業の進め方等に改善が必要
- C：事業の統合、規模、内容、実施主体の見直し等が必要
- D：事業の休止、廃止の検討が必要
- E：事業の終了

今後の方向性集計表 (事業数)

総合計画 施策体系	今後の方向性評価項目					合計
	A	B	C	D	E	
第1章	254	19	2	0	21	296
第2章	102	15	0	1	10	128
第3章	111	5	1	1	2	120
第4章	121	7	1	2	8	139
第5章	138	3	0	0	25	166
施策体系外	67	1	0	0	4	72
合計	793	50	4	4	70	921
割合 (%)	86.1	5.5	0.4	0.4	7.6	100.0

5 総 括

4 (1) 目標達成度の結果について、総合計画全体としての評価結果を分析すると次のとおりです。

A評価（かなり良い）及びB評価（良い）となった事業の割合は61.0%、C評価（普通）となった事業の割合は35.6%であり、概ね順調に事業の目標を達成していると考えられます。

施策体系別で評価結果をみると、A評価（かなり良い）及びB評価（良い）を合計した割合が高いのは、「第1章　暮らしの安心・安全を守るまちづくり（主に健康・福祉、防災・防犯の分野）」（合計73.7%）でした。

一方、D評価（悪い）となった事業が第1章から第5章のすべてにあり、E評価（かなり悪い）となった事業が、「第2章　市民が主役のまちづくり（主に自治、行財政改革の分野）」、「第3章　うるおいのある快適なまちづくり（主に生活環境、都市基盤の分野）」にあります。

施策体系において、D評価、E評価の評価結果となった事業の比率が高くなる場合は、施策を通じての基本目標の実現ができなくなるため、事業の廃止を含めて見直しを行うことが必要です。

次に、4（2）今後の方向性の結果については、総合計画全体としての評価結果を分析すると次のとおりです。

A評価（計画どおり事業を進めることが適當）となった事業は、793事業で86.1%であり、今後も計画どおり事業を進めてまいります。

施策体系別で評価結果をみると、A評価（計画どおり事業を進めることが適當）となった事業の割合は、「第2章 市民が主役のまちづくり（主に自治、行財政改革の分野）」が79.7%でしたが、それ以外の基本目標においては80%を超えていました。

特に、A評価の割合が高いのは、「第3章 うるおいのある快適なまちづくり（主に生活環境、都市基盤の分野）」であることが分かり、B評価（事業の進め方等に改善が必要）・C評価（事業の統合、規模、内容、実施主体の見直し等が必要）の割合が高いのは、「第2章 市民が主役のまちづくり（主に自治、行財政改革の分野）」であることが分かりました。

B評価・C評価となった54事業において、改善時期を「平成29年度中に改善に着手」としたものが42事業ありました。

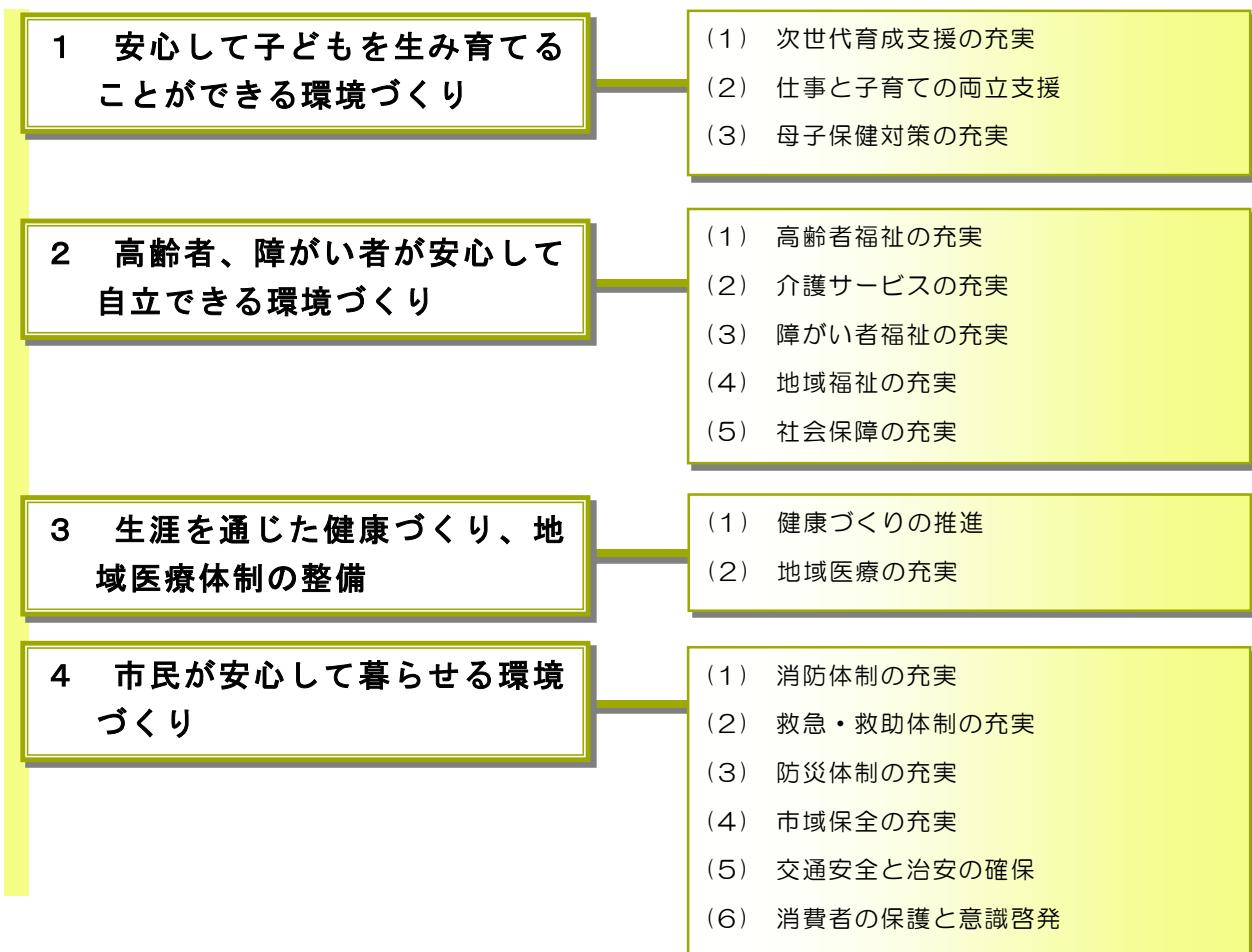
これらの事業につきましては、課題や問題点を事務事業評価シートに挙げておりますので、現在の状況を踏まえた事業手法の変更や再検討を行った上で、平成30年度の事務事業評価において、改めて検証します。

以上の評価結果を踏まえながら、平成30年度から始まる第二次山陽小野田市総合計画における施策を推進するとともに、平成30年度以降の効果的な事業選択と行政資源の効率的配分を図ります。

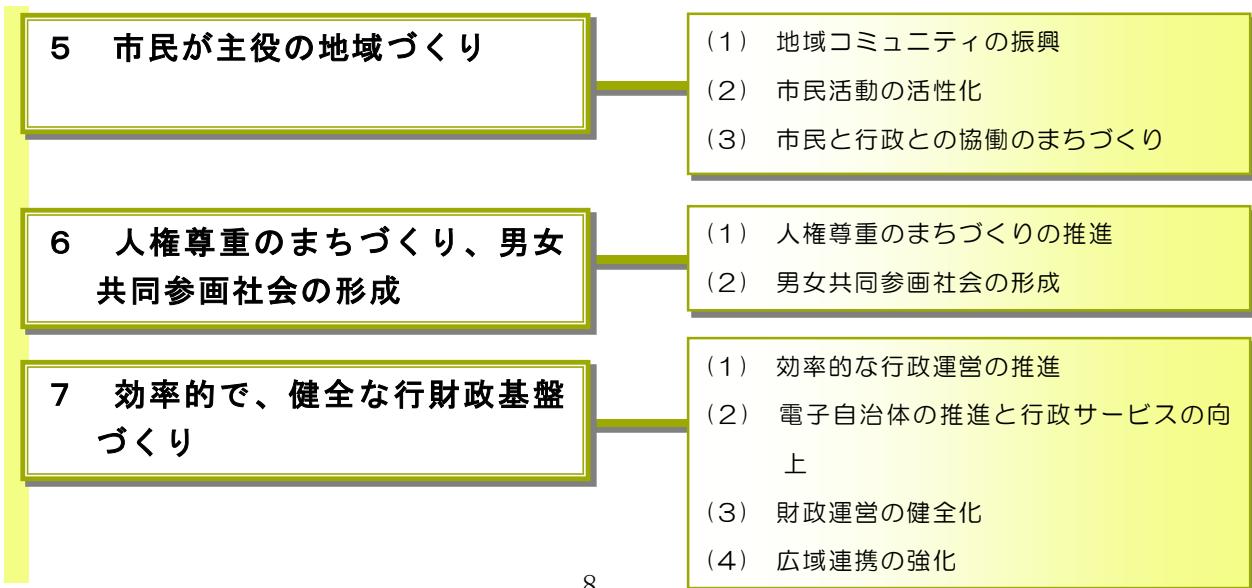
6 参考資料：山陽小野田市第一次総合計画体系図

「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市」

第1章 暮らしの安心・安全を守るまちづくり



第2章 市民が主役のまちづくり



第3章 うるおいのある快適なまちづくり

8 自然環境の保全と活用

- (1) 自然環境保全意識の高揚
- (2) 自然環境の保全と適正活用

9 誰もが快適に暮らせるまちづくり

- (1) 良質な居住の確保
- (2) 公園・緑地の整備・保全
- (3) 上水道の整備
- (4) 下水道の整備
- (5) 生活交通の充実
- (6) 美しいふるさと景観づくり

10 資源循環型社会のまちづくり

- (1) 省資源・循環型ライフスタイルへの転換
- (2) 環境衛生の向上
- (3) 環境保全対策の推進

第4章 にぎわいと活力にみちたまちづくり

11 多様な働く場の確保

- (1) 産学公連携による新産業の創出
- (2) 労働環境の向上

12 魅力と活力ある産業の振興

- (1) 工業の振興
- (2) 商業・サービス業の活性化
- (3) 農業の振興
- (4) 林業の振興
- (5) 水産業の振興
- (6) 地場流通の推進
- (7) 観光・交流の振興

13 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

- (1) 適正な土地利用の推進
- (2) 広域交通体系の整備
- (3) 港湾整備の促進
- (4) 高度情報化への対応
- (5) 国際交流・地域間交流の推進
- (6) 定住促進

第5章 人が輝く心豊かなまちづくり

14 意欲のある人づくり

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 義務教育の充実
- (3) 高等学校・高等教育機関との連携・活用

15 家庭や地域社会の教育力の向上

- (1) 生涯学習推進体制の充実
- (2) 青少年の健全育成

16 多彩な芸術文化とスポーツの振興

- (1) 文化財の保護・継承
- (2) 芸術文化の振興
- (3) スポーツ・レクリエーションの振興